

令和元年度 さいたま市立東宮下小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

学校教育目標を「豊かな心をもち、互いに認め合う児童の育成」と設定し、全教育活動をとおしてその具現化に取り組んでいる。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者・地域住民・関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認した時は、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

さいたま市立東宮下小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」「さいたま市いじめ防止対策推進条例」及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」「さいたま市いじめ防止基本方針」に基づき、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

また、本校は「いじめは絶対に許されない」という認識を持ち、いじめの早期発見・早期対応に努める。いじめられている児童を最後まで守り抜く姿勢をしっかりともち、いじめの問題について、保護者・地域・関係機関と連携を深め、学校が一丸となって組織的に対応することとしている。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の対応につなげる。
- 2 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 3 いじめられている児童を最後まで守り抜く姿勢をしっかりとつ。
- 4 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 5 学校の教育活動全体を通じて、道徳教育、人権教育、特別支援教育、国際教育、の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」第2条）

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

(2) 用語の意義

（「さいたま市いじめ防止対策推進条例」第2条）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 法第2条第1項に規定するいじめをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 基本理念 法第3条の基本理念をいう。
- (4) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (5) 学校 法第2条第2項に規定する学校をいう。
- (6) 保護者 法第2条第4項に規定する保護者をいう。
- (7) 重大事態 法第28条第1項に規定する重大事態をいう。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的 学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、保健主事（養護教諭）、教育相談主任、特別活動主任、特別支援教育コーディネーター、学校評議員及び関係機関（警察等関係機関については、必要がある時に依頼する。）
- (3) 開催
 - ア 定例会 年間2回
 - イ 校内委員会 月1回。必要に応じて、さわやか相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも参加しながら対応することとする。
 - ウ 臨時委員会 必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催する。
- (4) 内容

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し計画的に実施する。

- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。(PDCA サイクルの実行を含む)

2 児童生徒で構成される組織（「さいたま市いじめ防止対策推進条例」第8条第2項第2号）

次の（1）及び（2）の学校は、市立学校を指す。

- （1）中学校区の小・中学校を代表する生徒が、さいたま市子ども会議（条例第6条第3項）を開催し、いじめ撲滅に向けた話し合いを行い、話し合いの結果を提言する。

ア 構成員 中学校区の代表生徒

イ 役割 いじめ撲滅に向けた話し合い及び提言の策定

- （2）児童生徒は、いじめ問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進するため、子どもいじめ対策委員会を組織する。

ア 構成員 中学校区の代表の児童生徒

イ 役割 いじめ撲滅に向けた話し合い、学校への提言、提言した取組の推進

3 子どもいじめ撲滅委員会＜児童会活動として＞

- （1） 目 的 いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

- （2） 構成員 特別活動部担当、児童会長、副会長、書記、各委員会委員長、4～6年計画委員

- （3） 開 催 学期1回程度

- （4） 内 容

ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。

イ 話し合いの結果を学校に提言する。

ウ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

いじめが生まれる背景と児童の特性を踏まえた上で、学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行うこととする。また、以下の学校いじめ防止プログラムを実施していじめの未然防止を図ることとする。

1 道徳教育の充実

- （1）教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。

- 道徳の内容項目と関連付けて重点化を図り時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

- （2）道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「B 主として人との関わりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

- 2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して
 - 実施要項に基づき、各学校や児童の実態に応じて以下のすべての内容について取り組む。
 - ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・児童会によるいじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・校長等による講話
 - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動
- 3 「人間関係プログラム」を通して
 - (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して
 - 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、温かな人間関係を醸成する。
 - 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人とのかかわる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。
 - (2) 直接体験の場や機会を通して
 - 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会を作り、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。
 - ・縦割りグループを活用した活動(青空給食、児童集会、餅つき等)
 - ・なかよし学級との交流推進
- 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して
 - 児童が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身につける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
 - 授業の実施: 5年生「悩みと上手に付き合おう」、6年生「友達のよい相談相手になろう」1学期中に実施
- 5 メディアリテラシー教育を通して
 - (1) 各学年において情報モラル教育の実施。
 - (2) 「携帯・インターネット安全教室」の実施
 - 児童が情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
 - 「携帯・インターネット安全教室」の実施(6年生)
 - (3) 全校児童・保護者へのアンケートを基にした健康委員会による発表と保護者への啓蒙活動
- 6 「幼児触れ合い体験」を通して
 - 保幼小交流の推進
 - ・七里保育園、七里東保育園と1・2年生との交流
 - 幼児との交流の実施: 2学期中

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○ 早期発見のポイント

- ・児童のささいな変化に気づくこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣の机と離れている等
- (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる等
- (4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる等
- (5) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる等

2 「心と生活のアンケート」・「心のアンケート」の実施及び結果に応じた面談の実施と記録の保存

- (1) 「心と生活のアンケート」の実施：4月 9月 1月（年3回）対象：3～6年
- (2) アンケートの結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。面談した児童について、管理職に報告し、学年・学校全体で情報共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートを毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知した時は、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間（日）の実施

- (1) 年8回、教育相談日を設定する。
- (2) 年1回、家庭訪問を実施する。
- (3) 年1回、教育相談週間を設定する。
- (4) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ①教育相談日を月に1回設定する。
 - ②保護者の希望や学校側からの要請で随時教育相談を行う。
 - ③教育相談室の充実

5 保護者アンケートの実施

- ① アンケートの実施：年間7回（学校公開日及び授業参観日に実施）

【内容】・本日の学校公開（授業）について

- ・学校に対するご意見

- ②アンケート結果の活用

アンケート結果をまとめて考察を行うとともに、必要な対応をとる。

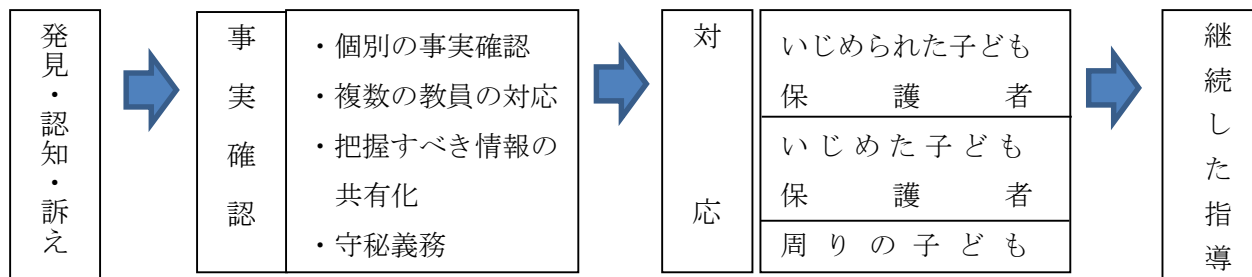
6 地域からの情報収集

- (1) 防犯ボランティア会議の実施
- (2) 学校評議員会の実施

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

いじめの訴えがあったり、疑いをもったりした場合は、速やかに事実確認をすることが重要である。加害者と被害者の双方から状況や事実を確認し、正確な情報の収集をする。その際には、個別に話を聞くなど配慮が必要である。被害児童と加害児童を同席させて事実確認をすることは、できるだけ避けることが望ましい。子どもの個人情報、取り扱いに十分に注意することが大切である。事実確認後、組織的に対応していく。



いじめでは、「いじめられた子」「いじめを知らせた子」を守り通すことが、最も重要である。教職員が組織的に児童を守る体制づくりをする必要がある。

学級内のいじめでは、いじめられた子・いじめた子・周りの子のそれぞれから情報を収集し、事実関係を正確に把握する必要がある。その際には、担任だけではなく複数の教職員が協力して組織的に対応することが望ましい。

放課後等に残して話をする場合などは、保護者に連絡をとり、終了時刻の目安を明確にすることが必要である。

把握すべき情報
◆誰が誰をいじめているのか。・・・・・・・・・・・・・・・・加害者と被害者の確認
◆いつ、どこで起こったのか。・・・・・・・・・・・・・・・・時間と場所の確認
◆どんな内容か。どんな被害か。・・・・・・・・・・・・・・・・内容
◆いじめのきっかけは何か。・・・・・・・・・・・・・・・・背景と要因
◆いつ頃からか、どのくらい続いているのか。・・・・期間

(1) 早期発見への対応～教職員、保護者、地域等の対応～

- 学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し「児童生徒の心のサポート手引きいじめに係る対応」に基づき学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。
- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、校長を補佐する。情報の一本化を図り、外部との窓口となる。事実を確認し記録に残す。
- 教務主任は、常日頃から情報収集に努め、いち早くいじめを発見し事実確認を行う。担任か

らの情報をまとめ校長・教頭に報告する。

- 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。校長（教頭）に報告する。
- 生徒指導主任・教育相談主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭（保健主事）は、様々な機会を通して児童の心身の健康状況やいじめに関する情報を収集し、学級担任等に適切な情報提供や助言に努めるとともに、管理職へ報告・連絡・相談を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

(2) いじめ発見時の対応

①いじめられた子ども

子どもに対して

- 事実確認とともに、つらい気持ちを受け入れ、共感的、受容的対応で心の安定を図る。
- 「最後まで守りぬく」「秘密を守る」ことを伝える。
- 必ず解決ができると希望がもてることを伝える。
- 自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- 発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者の気持ちや不安を共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって学校として組織的に取り組むことを伝える。
- 家庭での子どもの変化に注意して観察し、些細な変化でも相談するように伝える。

担任等にいじめを訴えた保護者から不信感を持たれる教職員の言葉

- ・ お子さんにも悪いところがあるようですよ。
- ・ 家庭でのしつけの問題ではないですか。
- ・ クラスにいじめは、ありませんよ。
- ・ どこかに相談したらどうですか。

②いじめた子ども

子どもに対して

- 正確な事実確認、状況把握を行うとともに、子どもの話を十分に聞き、背景や状況等にも目を向けて指導を行う。
- 「心理的な孤独感」「疎外感」を与えないよう一定の教育的配慮のもとに毅然とした対応と粘り強い指導を行い、「いじめは決して許されない行為である」ことや「いじめられる子の気持ち」を認識させる。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者の気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るために、今後の関わり方などについて一緒に考え具体的に助言する。

担任との信頼関係や連携が密でない
ために保護者から発せられる言葉

- ・いじめられる理由があるだろう。
- ・学校の指導がきちんとできていないからだろう。
- ・深刻になる前になぜ連絡してくれなかったのか。

③周りの子ども

- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体で示す。
- いじめ当事者だけの問題にせず、全体の問題として考え、いじめ傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関する新聞記事や体験資料等を基にいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④継続した指導

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

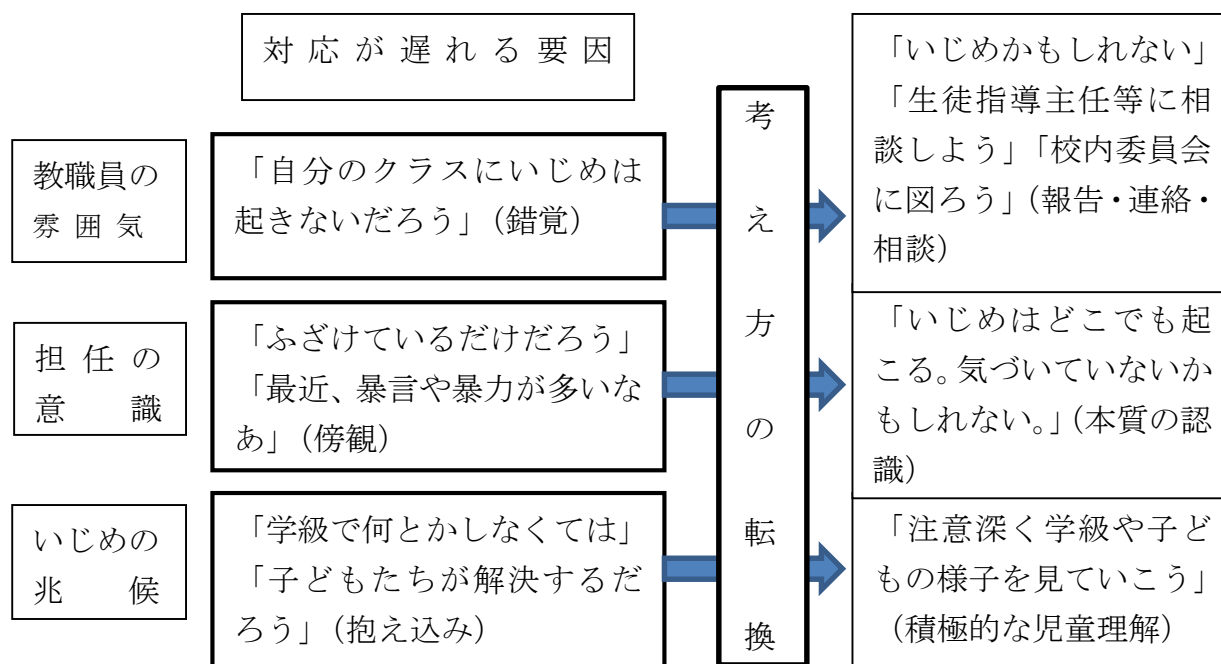
被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○教育相談・日記・手紙等で積極的に関わり、その後の状況把握に努める。

○「いじめられた子」「いじめた子」のよさを見つけ、ほめたり認めたりして肯定的にかか

わり自尊感情の向上に努める。

○スクールカウンセラー等と連携し、心のケアに当たる。



Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」第8条第2項第4号より「さいたま市いじめ防止基本方針」の7）

「さいたま市いじめ防止基本方針」の7 学校及び学校職員の対応

ア 学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に一報する。

イ 学校及び学校の教職員は、教育委員会の指示に基づき、適切かつ迅速な対応を組織的に実施する。

○ 「いじめに係る対応の手引き」に基づき、生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は「いじめ対策推進法」、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び、「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。

ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間15日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。

2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。

3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。

6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめ防止のためには、各教科、道徳、特別活動等の学習指導だけでなく、人権教育、教育相談、生徒指導など総合的な指導が必要であると考えている。教職員の研修では、いじめ防止を念頭に置き児童の心の教育・社会性の向上を目指した研修の推進に励む。

1 職員会議

① 「いじめ防止対策推進法」の理解と周知 2019年4月2日（火）

② 「さいたま市いじめ防止対策推進条例」の理解と周知 2019年4月2日（火）

③ 「さいたま市いじめ防止基本方針」の理解と周知 2019年4月2日（火）

④ 「学校いじめ防止基本方針」の理解と周知 2019年4月2日（火） 8月23日（金）

⑤ 緊急時の対応 ※必要時に随時

2 校内研修

① 学校課題研修

② 人権教育研修 7月25日（木）、生徒指導・教育相談研修 8月23日（金）等職員研修の充実

③ 情報モラル研修及び保護者・児童対象の「携帯・インターネット安全教室」「防犯・非行防止教室」の実施

④ 学校いじめ防止基本方針の研修会 8月23日（金）

⑤ そのほか

3 校内委員会

X PDCAサイクル

毎月の校内委員会の話し合いを基に効果的な研修や児童理解に努める。より実効性の高いいじ

め防止等の取組を実施するため、「学校いじめ基本方針」が実情に即して機能しているかを学校評価等を生かし、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを行う。

PDCAサイクルは、管理職の指導の下、校内委員会・生徒指導部会等で検討していく。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定